

本市の執行する条件付一般競争入札のうち建設工事に係るものについては、それぞれの入札公告（以下、「公告」という。）において示すもののほか、この共通事項に基づくものとする。

なお、電子入札の方法により執行する場合は、「都城市建設工事等電子入札上の注意事項」を参照すること。

## 1 入札参加資格

本工事に係る入札に参加する資格を有する者（特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）で参加する場合における当該企業体の構成員を含む。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者からの債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の役員等（入札に参加しようとする者が法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者及び支配人並びに営業所の代表者をいう。以下本号から第10号までにおいて同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者。なお、本号から第10号までの各号において、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、当該入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- (6) 暴力団員が、入札に参加しようとする者の経営に事実上参加していると認められる者でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者の損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員と協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用する等していると認められる者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）若しくは暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団員であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められる者でないこと。
- (11) 都城市建設工事等の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱（平成23年告示第311号）第5条第1項に規定する建設業者等有資格業者名簿に、公告に示す業種（公告において当該業種における等級を示す場合は等級も含む。）について登載されており、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第7条又は第15条の規定に基づき、公告に示す業種において建設業の許可を受け、法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が入札執行日前1年7月以内のものに限る。）を受けている者であること。
- (12) 本工事の公告日から入札日までのいずれの日においても、都城市建設工事等に係る入札参加資格停止の措置に関する要綱（平成17年度告示第28号）第3条第1項の規定による入札参加資格停止を受けていない者であること。
- (13) 本工事が都城市建設業者工事施工能力審査（等級格付）要領（平成22年告示第182号）に係る業種である場合は、本工事の公告日が属する等級格付を適用するものとする。なお、等級格付の基準日は毎年4月1日とする。
- (14) 入札に参加しようとする二者以上が、親会社と子会社（会社法施行規則第3条に規定する親会社、子会社をいう。以下同じ）の関係でないこと。又は、入札に参加しようとする二者以上が、親会社を同じくする子会社同士の関係でないこと。

- (15) 入札に参加しようとする二者以上の間で、一方の会社の役員（持株会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事を役員という。ただし、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員又は代表権を有する者を現に兼ねていないこと。ただし、一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- (16) 入札に参加しようとする二者以上の間で、一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねていないこと。
- (17) 入札に参加しようとする二者以上の間で、一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の役員又は代表権を有する者と夫婦関係にないこと。
- (18) 入札に参加しようとする二者以上の間で、一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の役員又は代表権を有する者と同一住所地（同居又は同一敷地内の別棟に居住する場合を含む。）に居住する親子又は兄弟姉妹の関係にないこと。
- (19) (14)～(18)の各規定中の「入札に参加しようとする二者以上」は、企業体で入札に参加する場合は、「入札に参加しようとする二者以上の異なる企業体の構成員」に読み替えるものとする。
- (20) 主たる営業所とは、登記簿上の本店・支店とは関係なく、営業上の活動の中心である営業所を指すものとし、当該営業所であることの事実を判定する基準は、本市にある営業所が建設業許可を有し、当該営業所の従業者数が当該事業者の総従業者数の過半数以上である営業所をいう。なお、同一自治区内に複数の営業所を有する場合は、当該営業所が有する当該常時雇用労働者の総数により判定するものとする。
- また、判定基準日は競争入札資格審査定期申請（指名願）、又は建設業者等級格付審査申請の受付初日の前日とし、証する資料としては当該判定基準日の前日以前の直近決算日における「法人市民税申告書」の写しとする。
- (21) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (22) 本市発注の条件付一般競争入札において、本工事と同種の条件付一般競争入札の工事（ただし、都城市クリーンセンター建設・維持管理事業に係るものを除く。）を受注し、かつ、手持施工中の者でないこと。
- 手持施工中の者とは、本工事の入札参加申請書提出時に本工事と同種の条件付一般競争入札の工事を落札している者又は施工中の者で、かつ、当該工事の検査（修補検査を含む）が未完了の者とする。
- (23) 本工事の入札執行時において、本工事と同種の条件付一般競争入札の工事（ただし、都城市クリーンセンター建設・維持管理事業に係るものを除く。）を落札している者でないこと。
- (24) 本工事の入札参加申請書提出期限日において、本工事と同種の条件付一般競争入札の工事における完成検査結果が65点未満の者にあつては、完成検査結果の通知を受けてから3月以上経過している者であること。
- (25) 公告の「2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に示す要件を全て満たす者であること。

## 2 企業体に関する事項

公告において企業体により入札への参加を申請することを明示している場合は、企業体は次の各号の規定によるものでなければならない。

- (1) 企業体の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 企業体の構成員数は、公告の「2 競争入札に参加する者に必要な資格」の規定による。
- (3) 企業体は、構成員のうち最大の施工能力及び出資比率を有する代表構成員と、その他の構成員で構成する。
- (4) 企業体の構成員のいずれもが経常建設工事共同企業体でないこと。
- (5) 企業体の構成員のいずれもが、他の企業体の構成員を兼ねている者でないこと。
- (6) 公告において施工実績を求めている場合においては、構成員のいずれもが当該施工実績を満たす者であること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 掲示場所 都城市姫城町6街区21号 都城市総務部契約課工事契約担当
- (2) 掲示期間 本工事の公告日から公告において示す申請期限まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

## 4 契約担当部局

都城市姫城町6街区21号 都城市総務部契約課工事契約担当 電話番号0986-23-2122（直通）

## 5 入札参加申請書等の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり契約担当部局に持参により提出し、本工事に係る入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本工事の入札に参加することができない。

なお、電子入札の方法により執行する場合は、下記の事項については公告に定めるものとする。

- (1) 交付及び提出場所 都城市総務部契約課工事契約担当
- (2) 交付及び提出期間 本工事の公告日から公告において示す申請期限まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)
- (3) 申請書等の提出方法 電子入札システムによるものとする。ただし、企業体による入札においては、電子入札システムによる申請の後、本公告において指定する書類を持参する方法によるものとする。
- (4) 申請書等の提出書類 次に掲げるものとする。
  - ア 入札参加申請書
  - イ 実績調書  
公告において求める工事の施工実績を記載すること。
  - ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し  
ただし、当該通知書の審査基準日が入札執行日又は開札日から1年7月以内のものに限る。
  - エ 実績を証明する資料  
イの実績調書に記載の工事が本市以外の発注に係るものである場合には、次に示すいずれかを、内容を証明する資料として添付すること。
    - ・工事実績情報システム(CORINS)の竣工時登録データの写し
    - ・履行証明書(施工証明書)  
原則として、国又は地方公共団体が発注者であるものに限る。ただし、公告において特に定める場合は、公告のとおりとする。
    - ・契約書の写し  
契約書は、必ず契約書の原本を持参し、契約担当者の確認を受けること。なお、契約書の原本は、申請時に必要箇所を確認して複写した後に直ちに返却するものとする。ただし、公告において特に定める場合は公告のとおりとする。
- (5) 入札参加資格確認結果は、公告において示す通知日までに通知する。
- (6) 申請書等の作成に係る費用は提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。  
また、提出期限以降の申請書等の修正及び再提出は認めない。

## 6 入札参加資格の再確認請求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、書面(様式は自由)により理由の説明又は入札参加資格の再確認を請求することができる。
  - ア 入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日までに、持参により提出すること。
  - イ 受付場所は、上記「4 契約担当部局」に同じとする。
- (2) 当該請求に対する回答は、請求することができる最終日の翌日から起算して3日以内に行う。

## 7 入札保証金

都城市財務規則(以下「規則」という。)第118条の規定による。

## 8 期間入札に関する事項

入札を、期間入札の方法により執行する場合は、都城市期間入札実施要綱の規定によりこれを行う。

なお、入札書の提出期限及び開札日時については、公告及び入札参加資格確認結果通知書において示す。

- (1) 入札書の提出方法 書留又は簡易書留による郵送又は持参
- (2) 入札書の提出先

都城市姫城町6街区21号 都城市総務部契約課工事契約担当 電話番号0986-23-2122(直通)  
※郵送による提出の場合は、到達場所(入札書の到達を判断する場所)を「都城市総務部総務課」とする。

(3) 開札場所 都城市役所本館6階 入札室

## 9 入札方法等

- (1) 入札は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ封書にして行う。ただし、当該入札が期間入札の方法により執行されるものにあつては、当該入札書を封書（二重封筒）にして、指定された方法により提出すること。
- なお、期間入札の方法により執行されるもので、入札参加者が郵送の方法により入札書を提出する場合にあつては、指定した方法以外（普通郵便等）で提出された入札書は無効とする。
- また、当該入札が電子入札の方法により執行されるものにあつては、公告及び電子入札マニュアルに示す所定の手続に従い、入札すること。
- (2) 公告において工事価格の内訳を記載した工事費内訳書の提出を求めた場合においては、工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書の金額は入札書に記載する入札金額と一致させること。
- 当該入札が期間入札の方法により執行されるものにあつては、当該内訳書を、入札書を封入した内封筒とともに外封筒に封入して、指定された方法により提出すること。
- 当該入札が電子入札の方法により執行されるものにあつては、公告及び電子入札マニュアルに示す所定の手続に従い、当該内訳書を添付して入札すること。
- (3) 入札の回数は1回とする。
- (4) 開札は、入札事務に関係のない職員を立会わせて行う。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 10 入札の無効に関する事項

規則第150条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札参加資格停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札
- (3) 工事費内訳書の提出を求める工事における、次のアからウに示す入札
- ア 入札の際に工事費内訳書が未提出である入札
  - イ 提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある入札
  - ウ 工事費内訳書の作成に不正があつた入札
- (4) 期間入札の方法により執行する場合における、次のアからウに示す入札
- ア 指定した提出期限以降に入札書を提出した入札
  - イ 指定した以外の方法により入札書を提出した入札
  - ウ 指定した記載事項を封筒に記載していない入札

## 11 落札者の決定方法

規則第146条に規定する予定価格の範囲内の価格で、規則第147条に規定する最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

また、変動型最低制限価格制度により執行する場合は、都城市変動型最低制限価格制度実施要項の規定によりこれを行う。

## 12 その他

- (1) 入札に参加することを他社に洩らしたと認められるときは、本工事の入札に参加できない場合がある。
- (2) 入札参加者の情報は、落札者決定の後公表する。ただし、事後審査型競争入札の方法により執行する場合は、落札候補者決定の後公表する。
- (3) 入札参加者は、この共通事項及び公告を理解の上、入札に参加すること。また、公告に定める内容がこの共通事項と異なる場合には、公告を優先する。

契約課において執行している建設工事及び建設関連業務委託の入札については、事後審査型の方法により入札を執行しています。

1. 事後審査型競争入札とは、

入札執行時には、予定価格の制限の範囲内において入札金額の最も低い者を『落札候補者』として決定し、市が定める期間内に必要な入札証明資格確認書類（以下「証明書類」といいます。）の提出を受け、内容の審査を行ったうえで、資格を満たしていると認められる場合に、『落札者』とする入札方式のことです。

2. 対象案件[競争入札案件に限ります。]

対象案件	設計金額が3,000万円を超える建設関連業務委託（建築設計業務（建築物施工監理業務を含む。）、建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務、地質調査業務、土木測量設計業務）
	建築一式工事については、設計金額7,000万円以上
	その他の建設工事については、設計金額3,500万円以上

3. 証明書類等

証明書類等は次のとおりとします。

証明書類	内容[証明書類は、「写し」で結構です。]
① 事業者と配置予定技術者との雇用関係を証明する書類  ◇内容の詳細については、契約担当まで御相談ください。	(1) 健康保険被保険者証又は被保険者標準報酬月額通知書(又は取得届) (2) 住民税特別徴収税額通知書 (3) 雇用通知書[雇入通知書又は雇用条件通知書] ◆原則、証明書類は(1)～(3)のいずれかとしますが、当該証明書類を提出することが困難な場合においては、直接的かつ恒常的な雇用関係(雇用期間は※ <sup>1</sup> 及び※ <sup>2</sup> を参照)が確認できる証明書類も可とします。 ※ <sup>1</sup> 一般競争入札においては、入札参加資格申請日以前3か月以上 ※ <sup>2</sup> 指名競争入札においては、入札執行日以前3か月以上 ただし、建設関連業務委託に係る配置予定技術者については、証明書類の審査時に雇用関係を有していれば可とします。 ◆事業所の代表者が技術者となる場合は、証明書類は不要です。
② 配置予定技術者の保有資格の内容を証明する書類  ◇内容の詳細については、契約担当まで御相談ください。	(4) 免状(国家資格)証明書又は認定証(大臣認定者) (5) 登録証(携帯登録証可※ <sup>3</sup> ) ※ <sup>3</sup> の記載事項中に、所属企業名又は個人事務所の名称が記載してある場合は、①の雇用関係を証明する書類は不要とします。 (6) 資格(登録)証明書又は記載事項証明書 ◆原則、証明書類は(4)～(6)のいずれかとしますが、当該証明書類を提出することが困難な場合(例えば、配置予定技術者が実務経験により資格を有しているなど)においては、雇用主(代表者)による実務経験を証する書類(様式は任意)も可とします。
③ 提出期限※ <sup>4</sup>	落札候補者となった日の翌日午後5時まで ※ <sup>4</sup> 提出期限日が土、日、祝日等である場合は、その直後の平日とします。
④ 提出方法	契約担当課窓口にて証明書類を持参するか又はファクシミリにより送信し、契約担当者の審査を受けること。

#### 4. 資格審査

落札候補者が証明書類を持参された場合には、提出された証明書類を直ちに審査し、入札参加資格要件を満たしていると認められる場合には、当該落札候補者を落札者と決定し、落札者に対し「入札参加資格審査確認結果通知書兼落札者決定通知書」を手渡し、契約締結に必要な指示を行います。また、満たしていると認められない場合には、「入札参加資格審査確認結果通知書」を手渡します。

ファクシミリの場合は、送信された証明書類を直ちに審査し、審査による結果を電話により通知した後に「入札参加資格審査確認結果通知書兼落札者決定通知書」を送達します。また、満たしていると認められない場合にも、その旨を電話により通知した後に、「入札参加資格審査確認結果通知書」を送達します。

なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認められない場合は、予定価格の制限の範囲内で応札した者のうち次点の者を落札候補者とし、証明書類の審査を行います。次点の落札候補者が入札参加資格を満たしていると認められない場合は次順位の者を落札候補者として順次繰り上げるものとし、落札者が決定するまで資格審査を行います。

#### 5. 契約締結期限

落札者となった日(落札結果を通知した日)から7日以内とします。

#### 6. 入札の無効

次の場合は、落札候補者の入札を無効とします。

- ①落札候補者が、提出期限までに証明書類を提出しない場合。
- ②落札候補者から提出された証明書類を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていないと認められた場合。

#### 7. 留意事項

落札候補者が証明書類を提出できない等の理由により契約を締結できない場合の取扱いは、次のとおりとします。

- ①落札候補者は落札者ではないため、契約を締結できなくなった場合でも違約金の徴収は行いません。

ただし、落札者となった者が、資格がないと確認できた場合は違約金が発生します。

- ②入札において、次点の者が複数存在した場合は、次順位の落札候補者となる者を決定するために、入札後に「くじによる抽選」を行うものとします。(ただし、電子入札システムの方法による入札の場合は、入札後ではなく、落札候補者となった者の入札が無効と認められたときに、システム上で行なわれます。)

また、当該次点の者が抽選に参加できない場合には、入札事務に直接関係のない職員にくじを引かせることができるものとします。

なお、落札候補者が落札者と認められない場合は、次順位となった者を落札候補者とみなし、直ちに電話等により連絡し、必要な指示を行います。

#### 8. その他

- ①入札結果については、入札終了後に速やかに公表していますが、入札執行の方法又は当該入札案件の種類によっては、落札候補者が落札者として認定された後に行う場合もあります。御了承ください。
- ②落札候補者又は落札者以外への通知は、ホームページの入札結果の公表をもって代えるものとします。